平成２３年（フ）第７３７０号
大阪府東大阪市西堤西３－２
債務者　株式会社チェスト
代表者代表取締役　鶴野　純二
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　裕彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２号
群馬県太田市東長岡町1691番地１
債務者　有限会社あすか
代表者取締役　武井　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　昭男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５５４０号
山形県鶴岡市熊出字黒沢６番地の２
債務者　朝日観光開発株式会社
代表者代表取締役　吉田　伸成
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　清文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６５号
名古屋市守山区金屋１－13－７　エンゼル２－D、住民票上の住所山口県萩市大字椿東967番地８
債務者　岩根　　仁
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年２月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
千葉県香取郡神崎町神崎本宿298番地
債務者　石井　賢司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第６３０号
千葉県船橋市高根台３丁目２番199棟５号
債務者　諸井　清彦
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　浩志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４３号
千葉県市原市牛久911番地１　Ｂ２号
債務者　礒野美代子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６７号
千葉県習志野市実籾２丁目13番８号
債務者　樋田　雅信
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　亜紀
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６４号
千葉市緑区おゆみ野１丁目21番地２
債務者　迫　　良徳
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目21番地２
債務者　迫　　廣子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６２４号
名古屋市名東区丁田町58番地　第１コーポ青雲201号
債務者　上島　輝義
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　充良
4　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９１号
奈良県桜井市朝倉台西４丁目1093番地の357
債務者　山口　幸夫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　頼人
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９２号
長崎県長崎市西山２丁目15番５号
債務者　中尾喜美子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕介
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
三重県鈴鹿市野町東２丁目８番26号、前住所奈良県御所市大字柏原338番24
債務者　駒井　和恵
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　昌司
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
奈良県橿原市菖蒲町１丁目６番２号
債務者　山川　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係